

公益財団法人 埼玉県剣道連盟

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人埼玉県剣道連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県さいたま市浦和区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、埼玉県における剣道（居合道、杖道を含む。以下「剣道」という。）の普及発展を図り、剣道の理念を究明し、もって県民の人間形成に資するとともに、併せて体力の向上及び健康の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 剣道の技術の研究に関する事
- (2) 講習会、練習会の開催及び指導者の養成に関する事
- (3) 剣道競技会の開催に関する事
- (4) 県外剣道大会等への役員、選手及び受講者等の派遣に関する事
- (5) 加盟団体の育成強化に関する事
- (6) 称号、段位及び級位の審査に関する事
- (7) 功労者等の表彰に関する事
- (8) 剣道の普及及び啓発に関する事
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業 1) 剣道の技術の研究に関する事

第3章 資産及び会計

(資産の種類)

第5条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく移行認定（以下「移行認定」という。）申請時において、財産目録の部に記載された基本財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議し、評議員会で承認された財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とし、次の各号のとおりとする。

- (1) 移行認定申請時において、財産目録に記載された財産
- (2) 加盟団体分担金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第6条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の決議及び評議員会の承認を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産処分の制限)

第7条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の4分の3以上の決議を経、評議員会の決議を得て、その一部に限りこれらを処分することができる。

(新たな義務の負担等)

第8条 前条ただし書及び収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは理事会の決議を経、評議員会の決議を得なければならない。

(特定費用準備資金)

第9条 この法人が必要とするときは、特定費用準備資金を設けることができる。

2 特定費用準備資金に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第14条 この法人に、評議員38名以上41名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

3 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

4 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等以内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

5 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、別表の「理事・評議員候補者の選出基準表」(以下「選出基準表」という。)に基づき推薦するものとする。

(1) 評議員会は、学識経験者1名を推薦するものとする。

(2) 理事会は、選出基準表の加盟団体等の区分に基づいて、加盟団体等から推薦された者で適任である者を推薦する。

6 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の各号を記載した推薦書を提出し、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者の兼職状況

(3) 当該候補者の剣歴及び称号段位

(4) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(5) 賞罰及び人格

(6) 推薦する理由

7 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

8 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

9 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その

旨及び当該特定の評議員の氏名

- (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 10 第8項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

- 11 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。

（評議員の任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第17条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第18条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の改正
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第20条 評議員会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に定時評議員会を1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議

員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録の署名人は会議に出席した評議員から議長が2名指名する。

3 議長及び議事録署名人は、第1項の議事録に記名押印する。

(運営細則)

第24条 評議員会の運営に関する細則は、理事会において別に定める。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事29名以上32名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 代表理事以外の理事のうち7名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 理事会は、業務執行理事の中から4名の副会長及び1名の専務理事を選出する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 業務執行理事は、前項に定める業務分担についての調整を図るために業務執行理事会を構成する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の事務を整理する。

5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告しなければならない。

3 監事は前項の報告をするために必要があるときは理事会又は評議員会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第34条 理事会は、毎年5月及び2月に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事候補者の推薦)

第 36 条 理事会は、次の各号により評議員会に理事候補者を推薦するものとする。

- (1) 別表の「選出基準表」に基づき、各加盟団体から推薦された理事候補者 27 名以内
- (2) 学識経験者 5 名以内

(監事候補者の推薦)

第 37 条 理事会は、評議員会に監事候補者 2 名以内を推薦するものとする。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(運営細則)

第 39 条 理事会及び業務執行理事会の運営に関する細則は理事会において別に定める。

第 8 章 名誉会長、相談役及び顧問

(名誉会長・相談役及び顧問)

第 40 条 この法人に、任意の機関として名誉会長 1 名、相談役 3 名以内及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長、相談役及び顧問は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 名誉会長、相談役は、会長及び理事会の諮問に応じ意見を述べ、顧問は、理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 名誉会長、相談役及び顧問の報酬は、理事及び評議員の支給の基準に従って算出した額を支給することができる。

第 9 章 審議員、審査員及び専門委員

(審議員)

第 41 条 この法人に、審議員を置く。

- 2 審議員の定数は 15 名以上 20 名以内とし、会長が理事会及び評議員会に諮って委嘱する。
- 3 審議員は、審議員会を組織して、剣道の技術及び称号、段位に関する重要事項について会長の諮問に応える。
- 4 審議員会の運営に関する細則は、理事会において別に定める。
- 5 審議員は、審査員を兼ねることができる。

(審査員)

第 42 条 この法人に、審査員を置く。

- 2 審査員は段級位の審査を行う。
- 3 審査員として 100 名以上 135 名以内を置く。

(任期及び解任)

第 43 条 審議員及び審査員には、第 29 条第 1 項、第 30 条及び第 31 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事の」とあるのは「審議員又は審査員の」と、「理事又は監事」とあるのは「審議員又は審査員」と、「理事及び監事」とあるのは「審議員及び審査員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第 44 条 会長は、新たな公益事業を始めようとするときその他事業遂行上、特に必要があるときは、理事会及び評議員会に諮って専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は委員会を組織して会長の諮問に応える。

3 専門委員会の運営に関する細則は、専門委員会ごとに理事会において別に定め、評議員会に報告するものとする。

第 10 章 加盟団体

(加盟団体)

第 45 条 県内の 1 つの市町村及び政令市の区又は 2 以上の市町村及び政令市の区を単位として結成した剣道団体及び特定の組織を代表する剣道団体で、この法人の目的に賛同するものは、理事会及び評議員会の承認を得てこの法人の加盟団体になることができる。

2 加盟団体に関する細則は、理事会において別に定める。

(分担金)

第 46 条 加盟団体は、別に定める分担金を毎年度納入しなければならない。

2 分担金は、全額法人会計に繰り入れるものとする。

(資格の喪失)

第 47 条 加盟団体は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 加盟団体が脱退したとき

(2) 加盟団体が解散したとき

(3) 加盟団体が除名されたとき

(4) この法人が解散したとき

(加盟及び脱退)

第 48 条 加盟団体になろうとする団体は、別に定める様式により、加盟届を提出しなければならない。

2 加盟団体が脱退しようとするときは、別に定める様式により、脱退届を提出しなければならない。

((除 名)

第 49 条 加盟団体が次の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、理事及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の決議を経て除名することができる

(1) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為のあったとき

(2) 分担金を 2 年以上滞納したとき

(3) 前各号のほか、この法人の加盟団体としての義務に違反したとき

第 11 章 事務局

(事務局及び職員)

第 50 条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。

3 事務局及び職員に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 15 条についても適用する。

(解 散)

第 52 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 53 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 14 章 補 則

(書類及び帳簿の備え付け等)

第 56 条 この法人の事務所に備えなければならない書類、帳簿の管理についての細則は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 10 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

中村 豊孝	鈴木 末男	長谷川裕一	齋藤 亘弘	篠崎 和男
萩原 宙	島崎 隆男	吉井 一祥	渡邊 栄作	新井 弘己
八谷 忠巖	奥田 良一	藤田 利雄	千葉 光三	半田 栄一
清水都留吉	葦塚 雅司	井戸川英進	瀧澤 利行	穂田 清

4 この法人の最初の会長は野澤治雄とする。

附 則 (平成 25 年 3 月 9 日改正)

この定款の一部改正は平成 25 年 3 月 9 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 7 日改正）

この定款の一部改正は平成 27 年 3 月 7 日から施行する。

ただし、改正後の定款第 14 条及び第 25 条第 1 項第 1 号は、平成 26 年度に関する定時評議員会の
終結後から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 21 日改正）

この定款の一部改正は、令和 3 年 3 月 21 日から施行する。

ただし、改正後の定款第 14 条、第 25 条第 1 項第 1 号及び第 36 条第 2 号は、令和 2 年度に関する
定時評議員会の終結後から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 26 日改正）

この定款の一部改正は、令和 5 年 3 月 26 日から施行する。

ただし、改正後の第 25 条第 4 項は、令和 4 年に関する定時評議員会の終結後から施行する。